

陳情の賛否(令和6年3月定例会議審査分)

総務文教委員会付託分								
陳情番号	陳情名	沖田 真治	村武 まゆみ	岡本 正友	芦谷 英夫	永見 利久	西田 清久	反対理由
第123号	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設の方向性の検討に関し、市が求める費用対効果についてわかりやすい説明を求める陳情について	○	○	○	長	欠	○	
第125号	石見まちづくりセンター研修室床の修理の陳情について	○	○	○	長	欠	○	
第126号	郷土資料館・石見神楽伝承館整備の検討において市民主体の手法を取り入れることを求める陳情について	○	○	○	長	欠	○	
第127号	スケート場調査報告書の検証を求める陳情について	○	○	○	長	欠	○	
第128号	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、機能転用(用途変更)した場合の利用想定、収支想定について、わかりやすい説明を求める陳情について	○	○	○	長	欠	○	
第129号	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、報告書で比較検討する3つの用途ごとに経済効果の比較検討結果の説明を求める陳情について	○	○	○	長	欠	○	
第130号	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関するアンケート調査について、わかりやすい説明を求める陳情について	○	○	○	長	欠	○	

陳情の賛否(令和6年3月定例会議審査分)

第135号	複合施設の決定プロセスの説明を市民にしてほしいという陳情について	○	○	○	長	欠	○	
第136号	スケート場が廃止の流れの中で、説明のエビデンスの具体性がないので再考をという陳情について	○	○	○	長	欠	○	
第138号	人口減少ということで騒がず、人口減少の後に来るものを明確にし、それが、騒ぐべきものかどうかを判断してほしいという陳情について	×	×	×	長	欠	×	(沖田副委員長)市として対応が難しいと考える。 (村武委員)内容が理解できない。明確にすることは難しい。 (岡本委員)明確に示すのは難しい。 (西田委員)人口減少の後に来るものを市役所において明確に示すことは難しい。
第141号	人口減少は具体的に何が問題かを明確にしてほしいという陳情について	×	×	×	長	欠	×	(沖田副委員長)市として対応が難しいと考える。 (村武委員)明確にすることは難しい。 (岡本委員)明確に示すのは難しい。 (西田委員)人口減少の何が問題か示せるものもあれば示せないものもある。問題と取るか逆手に取るか個々の考え方、意識に違いがある。
第142号	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、スケート場として存続する場合の想定について、最も費用対効果の高い駆動方式の採用を求める陳情について	○	○	○	長	欠	○	

福祉環境委員会付託分									
陳情番号	陳情名	肥後孝俊	三浦大紀	柳楽真智子	串崎利行	上野茂	布施賢司	川神裕司	反対理由
第124号	訪問入浴介護サービスの存続を求める陳情について	○	長	○	○	○	○	○	

陳情の賛否(令和6年3月定例会議審査分)

産業建設委員会付託分										
陳情番号	陳情名	村木勝也	大谷学	川上幾雄	小川稔宏	佐々木豊治	田畑敬二	牛尾昭	反対理由	
第137号	ふるさと寄附のお金は気軽に箱物に使ってほしくないという陳情について	○	×	長	×	×	○	×	(大谷委員)寄附者の意向に沿った対応であるため、陳情はなじまないから。 (小川委員)一個人の意見としてはあっても仕方ないが、執行部に働き掛ける必要性のある内容ではない。 (佐々木委員)趣旨は理解できるが、歴史資料館と表現してある郷土資料館について、建替えの位置付けが必要と考える。 (牛尾委員)なじまない。	

議会運営委員会付託分											
陳情番号	陳情名	肥後孝俊	村木勝也	大谷学	三浦大紀	村武まゆみ	川上幾雄	柳楽真智子	芦谷英夫	永見利久	反対理由
第131号	人事案件も陳情でやるべきではないかという陳情について	×	×	×	×	×	×	長	×	×	(肥後委員)議会が人事案件に関与すべきではない。 (村木委員)議会の権限外のため。 (大谷委員)個人的な事案は適切ではないため。 (三浦委員)議会の権限を及ぼすものではない。 (村武委員)人事案件は議会の権限は及ぶものではない。 (川上委員)人事案件は市長部局の専決事項であり、議会で扱うものではないため。 (芦谷委員)職員の人事案件は長の専権事項である。 (永見副委員長)議会の権限は及ばない。
第132号	裁判中の案件も陳情でやるべきという陳情について	×	×	×	×	×	×	長	×	×	(肥後委員)議会が係争中の案件に対して、直接的に干渉し司法の判断に影響を与える行為は、司法の独立の原則に反するため。 (村木委員)係争中事案は適さないため。 (大谷委員)裁判事案は適切ではないため。 (三浦委員)議会の権限を及ぼすものではない。 (村武委員)裁判中の案件は議会の権限は及ぶものではない。 (川上委員)裁判案件を議会で議論するべきはない。 (芦谷委員)係争中、訴訟中、捜査中である。 (永見副委員長)議会として言えるものではない。
第133号	メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情について	-	継続	継続	継続	継続	継続	長	-	継続	(肥後委員、芦谷委員は継続審査に反対)

陳情の賛否(令和6年3月定例会議審査分)

<p>第 134 号</p>	<p>二元代表制の本質を考え、疑わしいものは「市の説明を信じた決定」をしないようにすべきという陳情について</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>長</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>(肥後委員)議員各自で判断され議会として結論を出したものの。 (村木委員)趣旨は妥当。本文内容は、議会として決定したものの。 (大谷委員)趣旨に対する本文の内容が不明瞭であるため。 (三浦委員)二元代表制は守られるべきもの。この事案についてはすでに判断した事項。 (村武委員)二元代表制は守られるべきものだが、この事案についてはすでに判断した事項である。 (川上委員)趣旨は理解できるものの、本文の例が不適當であり採択できない。 (芦谷委員)長の専権としてなされたものであり、既に処分が確定している。 (永見副委員長)議会として結論を出している。</p>
<p>第 139 号</p>	<p>二元代表制の守られていない例を参考にして、活動してくださいという陳情について</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>○</p>	<p>長</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>(肥後委員)執行部の行動が選挙によって選ばれた代表者によって決定され、そして議員によってチェックされているので、民主的に正当性を持つと判断する。 (村木委員)二元代表制が担保されているため。 (大谷委員)趣旨に対する本文の内容が不明瞭。二元代表制は維持されていると認識するため。 (三浦委員)二元代表制は担保されていると考える。 (村武委員)浜田市議会は二元代表制は担保されているという考え。 (芦谷委員)地方政治は長の権限が優越しているが、現行、二元代表制は機能している。 (永見副委員長)二元代表制が担保されている。</p>